

— 静かな夜と平和な空を返せ —

発行日：2024年12月2日  
発行者：福本道夫

# 横田訴訟原告団 NEWS 号外 24-04

連絡先：〒196-0003 東京都昭島市松原町4-10-24-100 E-mail: yokota9th@yahoo.co.jp  
Web サイト <http://yokota-nakusukai.sakura.ne.jp/> 発行：横田基地公害訴訟原告団

## 横田基地公害訴訟第6回弁論

### 本日の行動予定

- ① 13時15分：事前集会  
東京地裁立川支部前
- ② 13時40分：地裁建物に入場（1階で荷物検査があります。）～エレベーターに乗って4階へ
- ③ 13時50分：4階404号法廷に入廷  
携帯電話の電源は切るかマナーモードにしてください。
- ④ 14時00分：弁論（15分程度か？）  
※裁判所から事前に渡された傍聴券約20枚を配布しますが、足りない場合でも法廷には入れますのでご安心ください。
- ⑤ 退廷後～報告集会（裁判所前）～解散

## 裁判内容は〇〇〇

今回は原告側で準備書面が作成できず、追加提訴と陳述書の証拠提出のみとなります。

## 10/22 追加提訴（第3次50名）の確認と陳述書の提出

本日は、私たち・原告側は10月22日の追加提訴の確認と、原告の皆さんに作っていただいた陳述書（被害の訴え）の完成部分の提出だけとなります。

ところで、被告国側は、準備書面を2つ出してきており、その内容を表す目次は以下の通りです。

### 【準備書面6】

- 第1 はじめに
- 第2 飛行騒音と地上騒音
  - 1 飛行騒音
  - 2 地上騒音
- 第3 本件飛行場における航空機騒音の軽減措置としての取組
- 第4 本件飛行場における地上騒音

- 1 原告らの主張
- 2 原告らの主張は、本件飛行場における地上騒音を過大視した実態に沿わない主張であること
  - (1) 原告らは本件飛行場から発生する地上音による侵害について何ら立証していないこと
  - (2) 本件飛行場における地上騒音が原告らに与える影響は大きいものとはいえないこと
    - ア 本件飛行場において発生する地上騒音
    - イ 本件飛行場における各施設の位置関係に照らせば、本件飛行場から発生すると考えられる地上騒音が周辺住民に与える影響は大きくないこと
    - ウ 本件飛行場周辺における航空機騒音として

の地上騒音の計測結果は小さいこと

エ 一般的に航空機の運航に伴う地上騒音が騒音暴露量に与える影響は小さいこと

3 横田基地9・12次訴訟においても、地上騒音による侵害は認められていないこと

※国側は、原告が主張する航空機の飛行以外の騒音について、それを立証するに足る客観的な証拠が提出されていないことを主張している。以下、その主張は…

日米合同委員会合意で合意された「横田飛行場騒音規制」の「飛行騒音及び地上騒音が周辺地域に与える影響を軽減するための取り決め」について、防衛省は米軍に、これを遵守するように働きかけ、米軍もできる限り軽減するように努力している。

オスプレイのホバリング訓練については、令和4年2月に、北関東防衛局が米軍に対し「近隣住民に対する影響を最小限に抑えるため、原則として、当該訓練を…南側ヘリパッドで行い、北側ヘリパッドでは行わないといった抜本的な措置を講じるよう要請するなど、数次にわたり、配慮要請を米軍に対し行ってきた」。

基地周辺は自動車交通騒音の影響、暗騒音もあり、横田基地に起因する地上音とは区別することは容易ではない。仮に原告らが何らかの地上騒音によって深刻な被害を受けていることが明らかになったとしても、それが横田基地から発生した地上騒音に起因するものか否かは不明である。

原告が主張するタクシーイング音、エンジン調整音、アイドリング音、ホバリング音などは周辺住民に深刻な被害を与えるようなものとは認められない。また、

これらの地上音の発生箇所は、基地中央部であり、仮に被害があったとしても、その被害範囲は、基地に近接したごく限られた地域のみであると考えられる。

平成15年9月・11月と平成16年2月に実施した騒音度調査によると、地上騒音が観測された地点は52箇所中10箇所のみであり、さらに、70dB以上の地上音が観測された地点は3箇所のみであった。

(以下略)

編注) オスプレイ配備後の地上音について、国側の主張は、現場を全く知らない机上の空論を展開しているが、オスプレイを中心とした地上音の被害を立証するには、私たちとしてできることは、具体的な専門家を使った観測や原告の被害の主張していくしかないと言えます。当面、私たちにできることを積み重ねていきましょう。被害の主張は、陳述書を追加することも可能です。

#### 【準備書面7】

第1 航空機による排気ガスや振動の発生は、違法な権利侵害とはなりえないこと

- 1 航空機の排気ガスについて
- 2 航空機通過に伴う振動について

第2 航空機の安全性について

- 1 航空機事故の危険性は抽象的であること
- 2 本件飛行場の安全対策は十分にとられていること
- 3 移転補償等の措置により買い入れた土地が、結果として本件飛行場周辺の安全性確保に役立っていること

(内容紹介は省略します)

## オスプレイ被害についてのハガキアンケート (24年3月実施) 結果＝中間報告

本年3月に実施した航空機騒音問題アンケートの中間報告がまとまりました。この結果をどう分析するかについては、今後の課題となりますが、とりあえず報告します。

アンケートの内容は以下の通りでした。

\*\*\*\*\*

横田基地公害訴訟原告の皆さんへ

オスプレイ飛行停止期間(昨年11/30～)の軍用機騒音問題アンケートにご協力下さい。

集計し裁判資料として提出を考えています。

提起：横田基地公害訴訟原告団役員会

Q1 飛行停止期間における騒音の状況(○で囲む)

【多く軽減した、少し軽減した、変わらなかった】

その他( )

Q2 生活に変化がありましたか?(○で囲む)

【よく眠れた、睡眠の妨害が減った、耳鳴りが減った、家屋の振動が減った、電話やTV視聴の支障が減った、イライラが減った、特に変わらなかった】

その他(自由記入)

Q3 飛行再開に関して政府や原告団に対する要望・意見その他、何かありましたらお書き下さい。

★記入者のお名前( )

★ご住所( )

◇実施対象：第1次・2次訴訟原告各世帯

◇回答数：69世帯(132世帯中) 回答率52.3%

Q1 飛行停止期間における騒音状況

	瑞穂町 (17人)	昭島市 (24人)	立川市 (7人)	八王子市 (7人)	日野市 (10人)	その他 (4人)	合計 (69人)
多く軽減した	8	9	1	2	1	2	23
少し軽減した	6	10	4	4	7	2	33
変わらなかった	2	5	2	1	2		12
無記入	1						1

Q2 生活に変化がありましたか。(一部複数記入)

	瑞穂町	昭島市	立川市	八王子市	日野市	その他	合計	備考
よく眠れた	3				1		4	
睡眠妨害が減った	5	2	2	2	3	1	15	
耳鳴りが減った		1			1	1	3	
家屋振動が減った	5	10	3	2	4	2	26	※1 80～
電話やTV視聴支障が減った	5	6	2	2	3		18	85Wの方に多い
イライラが減った	5	10	1	3		1	20	
特に変わらず	3	6		2	2	1	14	
回答 85W 5人	5	3					8	
80W 9人	9	11	2	2			24	
75W 2人	2	9	4	5	9		29	
75W外		1	1		1	4	7	
名前無記入 1人	1						1	

◇回答の特徴 ※1

「家屋の振動が減った」と回答した原告は、80～85Wコンター居住者の70.8%(17/24人)に及ぶ。総数は26/69人。

「電話やTV視聴の支障が減った」と回答した原告は、80～85Wコンター居住者の41.7%(10/24人)に及ぶ。総数は19/69人。

Q3 飛行再開に関しての要望・意見(一部文章要約)

1	基地そのものを反対する	20	オスプレイ以外のヘリ騒音も気になります！！
2	早朝深夜の飛行を停止。練習飛行の連続飛行の停止	21	基地の近くに住んでいることを忘れる日もあった
3	子供達、赤ちゃん等は大変です。防音工事拡大	22	夜中だけでも停止を？
4	再開と聞いて非常にがっかりした。	23	夜の飛行をやめてほしい
5	再開すると、家の中に地震がきたようになる。	24	夕食前後が穏やかに過ごせ、ストレスが軽減した。
6	こんな危険な物を今すぐ中止してほしいです。	25	住宅地、学校、病院上空での低空飛行禁止遵守を政府は訴えるべき
7	オスプレイに代わり大型ヘリが飛行増えている。	26	航空法違反の低空飛行のため家屋の振動がすごい
8	墜落する不安はないか	27	せめて住宅密集地上空での旋回訓練は危険なのでやめてほしい 2
9	オスプレイは特にうるさいので全面停止	28	夜間だけでも軽減し、騒音から解放されたい
10	低空飛行を禁止してほしい	29	オスプレイは家が揺れて怖いので飛んでほしくない
11	静かになった、再開反対	30	21:00以降の飛行が増えている様です。
12	危険性もあり、飛行停止を望む	31	墜落の恐怖心が軽減した。
13	事故防止に万全を期してほしい	32	周辺住民にきちんと説明し納得してから再開してほしい
14	再開されても信用できない。事故の危険がある。	33	21～22時の騒音が減り、継続音がなくなりストレス減少
15	重大事故確率の低下まで住宅地の飛行を控えて欲しい	34	家屋の振動するほどのことは少なくなった気がする。
16	墜落等の不安があるので停止により不安が緩和した	35	C130の飛行が東側で減った。静かな日も多かった。
17	神経を逆なでするところがある、低周波なのか…	36	騒音が減り、安心感が得られた。
18	住宅街の上での飛行訓練をやめてほしい	37	原因究明と説明を、アメリカの説明内容の公表を
19	安全性の確保がなく不安と恐怖！！		

# 第五次厚木基地爆音訴訟・地裁判決

去る11月20日、第五次厚木基地爆音訴訟の地裁判決が出ました。

結果は、概略以下の通りですが、焦点だった艦載機部隊の岩国基地移駐後（2018年4月～）騒音評価をめぐっては、原告側の主張は認められず、防衛省が新たに引いたコンターが採用されました。

なお、飛行差し止めや将来請求も認められませんでした。損害賠償額は従来よりアップされました。

以下、賠償額は月額

75W 5,000円、80W 10,000円

85W 15,000円、90W 20,000円

95W 25,000円

なお、防音工事減額は、外郭防音工事施行後は一律20%だったものの、その他は一律10%でした。

ちなみに、横田の前訴訟では、

75W 4,000円、80W 8,000円

85W 12,000円（それ以上の地域なし）

で、防音工事減額は、一律10%でした。

なお、以下は、11月25日に掲載された朝日新聞の社説です。

## 厚木基地判決

## 救済の道はどごとく

近隣の人々は、それを「爆音」と呼ぶ。戦後続いてきた被害を少しでもなくす道は、司法には期待できないのか。

米軍と自衛隊が共同使用する厚木基地（神奈川県）の騒音被害に悩む住民が起こした第5次訴訟で、横浜地裁が米軍機と自衛隊機の夜間・早朝の飛行差し止めの求めを退けた。国の賠償責任は認められた。

基地の騒音をめぐると裁判は各地で起こされている。国への賠償命令は定着しているが、住民の最大の願いである夜間・早朝の飛行差し止めは実現したことがない。

罪が開きかけたのが、第4次厚木基地訴訟だった。横浜地裁は10年前、原告らが苦しんできた睡眠妨害などの健康被害をふまえ、午後10時から午前6時まで自衛隊機の飛行差し止めを認めた。行政訴訟の形で基地の飛行差し止めを認めた初めての判断で、続く

東京高裁も支持した。

だが最高裁は16年、これを覆し、防衛相の広い裁量を認めて差し止め請求を棄却。運航の公益性・公共性、騒音被害やその軽減のための措置を総合考慮するという枠組みを示した。これに対し、抽象的で検証できない方法であり、司法審査を「ブラックボックス化」するものとの批判が研究者から上がっている。

国家賠償まで命じ、住民の被害の深刻さも分かりながら、それが続くのをただ傍観しているとも受け取れる姿勢は、「人権のとりで」のものとは理解しにくい。

今回の地裁判決も、最高裁判決を踏襲したものであった。ただ、注目したい点もある。最大の騒音源だった米空母艦載機部隊の岩国基地（山口県）への移駐が18年に完了し、国側は「騒音は大幅に低減した」と主張していたが、

判決は、対象の区域は狭めたものの賠償額の水準は引き上げた。「静かな生活環境に関する人格的利益の重要性は高まっている」としており、他の基地騒音訴訟にも広がっていくべき認識だろう。

航空機の飛行差し止め請求は、民事訴訟では争えないと裁判の入り口ではじかれる一方、では行政訴訟なら問えるかははっきりせず、裁判の使いにくさの象徴の一つだった。今世紀初めの司法制度改革を経て、行政訴訟が差し止めを扱うことは法律に明記されたが、利用者にとっての実効性はまだ見えにくい。

米軍機の騒音に至っては、裁判所は日本政府の支配の及ばない「第三者」だとして、訴えを退けてきた。健康を脅かす騒音問題について、政府が責任をもって米政府と協議を重ねていくことも、求められている。